

第十三回国会 衆議院 通商産業委員会 議録 第十四号

(三六五)

昭和二十七年三月十一日(火曜日)

午後一時四十六分開議

出席委員

委員長 中村 純一君

理事 高木吉之助君 理事 中村 幸八君
理事 山手 満男君

阿左美廣治君

小川 平二君

小金 義昭君

永井 要造君

佐伯 宗義君

出席國務大臣

通商産業大臣 高橋龍太郎君

出席政府委員

通商産業事務官 葦澤 大義君

(通商鉄鋼局長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

三月八日

委員佐々木更三君辭任につき、その補欠として上林與市郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月七日

自転車競技法の一部改正に関する諸願(野村幸太郎君紹介)(第一二六六号)

絹人絹織物生産業者の危機打開対策確立に関する諸願(坪川信三君紹介)(第一二六七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号)

商品取引所法の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

○中村委員長 これより会議を開きます。

本日はまず三月七日付託になりました商品取引所法の一部を改正する法律案を議題といたし、政府より提案理由の説明を求めます。通商産業大臣高橋龍太郎君。

商品取引所法の一部を改正する法律案

商品取引所法の一部を改正する法律

商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項に次の一号を加える。

七 会員又は商品仲買人の数の最高限度を設定したときは、その最高限度

第十五条第一項第一号中「所在の場所」の下に「、会員若しくは商品仲買人の数の最高限度を定めた場合におけるその最高限度」を加える。

第十九条第二項第一号中「会員となつた日」を「会員となつた日以前三十日以内の日」に、同項第二号中「届出日前」を「届出日より以前」に改める。

第二十条第一項中「及び第四号」を「若しくは第四号」に、「変更し」とするを「変更し、又は会員若しくは商品仲買人の数の最高限度を設定し、変更し、若しくは廃止し」とするに改め、同条第二項に次の一号を加える。

四 変更の申請が会員又は商品仲買人の数の最高限度の設定、変更又は廃止に係るときは、その設定、変更又は廃止の理由を記載した書面

第二十五条の次に次の一号を加える。

(会員の数)
第二十五条の二 取引所は、その定款をもつて、会員の数の最高限度を設定することができる。

第四十条中「その者の商品市場における売買取引の停止若しくは制限を命じ、」を「当該取引所の上場商品の全部若しくは一部について商品市場における売買取引を停止し、若しくは制限し、」に改める。

第四十二条の次に次の一号を加える。

(商品仲買人の数)
第四十二条の二 取引所は、その定款をもつて、商品仲買人の数の最高限度を設定することができる。

第四十四条第一項中第四号及び第五号をそれぞれ第五号及び第六号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 第二号の支店その他の従たる営業所又は事務所それぞれ商品市場における売買取引の委託を受ける商品

第四十四条第二項を次のように改める。

取引所は、前項の登録申請書を

受理したときは、遅滞なく、定款で定めるところにより、登録申請者が商品仲買人として当該商品市場において売買取引することについて承認をすることがあるかを決定し、その決定の内容を記載した書面を添付して、その登録申請書を主務大臣に送付しなければならない。

第四十七条第二項中「前項に規定する」を「当該商品の商品市場における売買取引の委託を受けるものとして第四十五条第一項の規定による登録がしてあるに改める。

第四十八条第一項第四号の次に次の一号を加える。

五 登録申請者が商品仲買人として当該商品市場において売買取引することについて取引所が承認をしないとき。

第四十九条第一項中「第四十四条第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に掲げる事項について変更があつたとき」を「第四十四条第一項第一号、第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項を変更したとき」に、同条第二項但書中「第四十四条第一項第二号」を「第四十四条第一項第二号又は第四号」に、同条第三項中「第四十四条第一項第三号に掲げる事項」を「第四十四条第一項第三号に掲げる事項中その者が商品仲買人として商品市場において売買取引する商品」に、同条第四項中「第四十

四 第二号の支店その他の従たる営業所又は事務所それぞれ商品市場における売買取引の委託を受ける商品

四 第二号の支店その他の従たる営業所又は事務所それぞれ商品市場における売買取引の委託を受ける商品

第五十条 商品仲買人は、商品市場において売買取引する商品を追加し、新たに商品市場における売買取引の受託を取り扱う支店その他の従たる営業所若しくは事務所を設置し、又は商品市場における売買取引の受託を取り扱う支店その他の従たる営業所若しくは事務所の商品市場における売買取引の委託を受ける商品を追加する場合において、主務大臣からこれに関する登録変更をした旨の通知を受けたときは、取引所の定款で定めるところにより、取引所に對し、当該商品又は営業所若しくは事務所についての仲買保証金を預託しなければならない。

第五十条 商品仲買人は、商品市場において売買取引する商品を追加し、新たに商品市場における売買取引の受託を取り扱う支店その他の従たる営業所若しくは事務所を設置し、又は商品市場における売買取引の受託を取り扱う支店その他の従たる営業所若しくは事務所の商品市場における売買取引の委託を受ける商品を追加する場合において、主務大臣からこれに関する登録変更をした旨の通知を受けたときは、取引所の定款で定めるところにより、取引所に對し、当該商品又は営業所若しくは事務所についての仲買保証金を預託しなければならない。

2 商品仲買人は、前項の仲買保証金を預託した後でなければ、当該商品について、又は当該支店その他の従たる営業所若しくは事務所で商品市場における売買取引の委託を受けてはならない。

第五十一条第一項中「その旨を主務大臣に届け出なければならぬ」とを「その旨の届出書をその者の所屬し、又は所屬していた取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない」とに、同項第三号中「商品市場」を「すべての商品市場」に、同条第二項中「その旨を主務大臣に届け出なければならぬ」とを「その旨の届出書を当該商品仲買人の所屬していた取引所を経由して、主務大臣に提出しなければならない」とに改める。

第七十二条第一項中「又は仲買保証金を、仲買保証金又は特別担保金」に改める。

第八十四条の次に次の一条を加える。

(特別担保金)

第八十四条の二 取引所は、定款で定めるところにより、会員をして、当該会員が商品市場において売買取引する商品ごとに特別担保金を預託させることができる。

2 会員は、商品市場における売買取引に基く債務の不履行に因る債権に關し、前条第一項の規定により同項に規定する会員信託金、仲買保証金及び売買証拠金について弁済を受け、なお不足があるときは、当該売買取引の相手方たる会員の当該商品市場において売買取引する商品についての特別担保金を預託する権利を有する。

3 会員は、前項の規定により同項の特別担保金について弁済を受け、なお不足があるときは、他の会員の当該商品市場において売買取引する商品についての特別担保金に對して、他の債権者に先だつて弁済を受ける権利を有する。但し、その不足する額のうち、その不足する額に、その会員の当該商品市場に對する特別担保金の額と同項に規定する売買取引の相手方たる会員以外の会員の当該商品市場に對する特別担保金の總額との割合を乗じて得た額を控除した残額の範囲内に限る。

4 前項の規定による弁済があつたときは、同項に規定する他の会員は、第二項の規定する売買取引の相手方たる会員に對し、求償権を有する。

第九十一条第一項中「法人である場合には、その役員」の下に「及び自己の使用人であつてその所屬する取引所の定款で定める資格を有し、且つ、その定款で定める登録を受けたもの」を加える。

第九十二条第一項中「決済を將來において行う売買取引により商品の価格を急激に又は不合理に変動させる過当な投機を防止することによつて、」を「取引所又は会員の行為がこの法律、この法律に基く政令、この法律に基く省令若しくはこの法律に基いてする主務大臣の処分又は当該取引所の定款、業務規程若しくは受託契約準則に

違反し、又は違反する虞がある場合において、」に改める。

第九十二条第一項中「決済を將來において行う売買取引により商品の価格を急激に又は不合理に変動させる過当な投機を防止することによつて、」を削る。

第九十二条を次のように改める。

(会長及び委員の手当等)

2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

昭和三十五年八月二十日をもつて商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)が施行されてから約一年数箇月を経過し、その間に設立された商品取引所は十一箇所を数えませんが、それらは商品の価格の形成及び売買取引の公正化を通じて、国民経済の適切な運営に寄與して来たのであります。

申すまでもなく、商品取引所法は商品取引所の組織、商品市場における売買取引の管理等について定めているのであります。同法施行後、商品取引所における売買取引の安全、商品取引所の自治の伸長等について、現行制度

に適正な改善を加える必要が生じて来たのであります。従いまして右の趣旨から、それら必要な事項の改正について立法化することといたしまして、本法律案を提出する次第であります。

本法律案は、右の趣旨にかながみまして、大要左のような措置を内容としてしております。

一、売買取引の安全を強化するため、(1)商品取引所は、会員または商品仲買人の定員を設けることができるようにし、(2)商品仲買人の使用人で取引所の登録を受けたものをして委託の勤務に従事させることができるようにし、(3)特別担保金を設けることができるようにすること。

二、商品取引所の自治の伸長をはかるため、(1)商品仲買人の登録に關する商品取引所の事前の承認を認め、(2)商品仲買人の届出書は、商品取引所を経由するものとする。

三、商品取引所、会員または商品仲買人に対する監督につき遺憾なきを期するため、関係条文を整備すること。

四、その他法文の字句修正といたしまして、(1)会員の新規加入または商品市場において売買取引する商品の追加に係る純資産額調査は、会員となつた日以前三十日以内の日の現在におけるものとする、(2)商品仲買人の登録申請書の記載事項に委託を受ける商品を追加すること、(3)商品仲買人の所屬する商品取引所の名称が変更したときは、商品仲買人の登録変更申請手続を省略するものとする、(4)商品仲買人の受託業務の廃止届はすべての商品市場におけるものとする、(5)商品取引所審議会の会長及び委員の手当等については別に法律に定めるものによ

るとすること。

本法案の趣旨及び内容はおおむね以上の通りでありますので、何とぞ慎重に御審議の上、なるべくすみやかに御協議くださるようお願いいたします。

○中村委員長 以上をもつて政府の提案理由の説明は終了いたしました。本案に對する質疑は次会にこれを行うことといたします。

○中村委員長 次に日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案を議題といたし、質疑に入ります。質疑の通告がありますから、これを許します。今泉貞雄君。

○今泉委員 廃止法の制定當時には、二年間で全部の財団組成を完了する見込みであつたので二箇年の延長を要請されたと思つておりますが、今回さらに一箇年の延長を要請せられた理由をまず御説明願ひたいと思ひます。

○重澤政務委員 当初二年間の延長をいたしましたときには、むろんできましてやらないところでありましたが、當時の事業計画から、それに伴ひます資金の調達計画がこれをまかなう程度において二年間でできるだらう、ということ御審議を願つて發足をいたしましたわけでありましたが、お手元に参つておられます参考資料についてごらんくださいましてもおわかりのように、八幡製鉄につきましては二百八億の固定資産のうち五十八億、約三割でございます。富士製鉄につきましては百三十九億のうち九十一億、約六割というものにつきまして財団の組成を終りましたわけでありましたが、その後鉄鋼の合理化三箇年計画というもので、両社がそ

れぞれ発足いたしましたして当初計画をい
たしました資金の調達計画よりはさら
に多くの資金を必要とすることになり
ましたので、さらに残りました財団組
成の手続が済んでいない財産につきま
しても手続を完了する必要があるので
あります。従来の手続進行の状況か
ら見まして、予定の二年をもつては手
続の完了が困難でありますので、さら
に一年の期間を延長する必要を認め
たという状況であります。ただ何分にも
両社が八幡製鉄所という官営時代から
発足しまして、さらに日本製鉄株式会
社——特別法によります会社によつて
先取り特権の特別の規定を設けられて
参つたのでありますから、手続の複雑
性もさることながら、そういう手続に
なれてない、同時にほんとうに最初よ
りこの手続を開始しなければならぬと
いうような状況によりまして、従来予
定いたしましたよりは、まだ手続
が進んでいなかったというような状況
になつておるわけでありまして。

○今泉委員 ただいまのお話で大体了
承したのであります。廃止法の制定
当時の設備資金計画と、その後の設備
資金の計画について御説明をいただき
たいと思ひます。

○重澤政府委員 八幡製鉄所は当時四
十億円の設備資金の予想額を持つたわ
けであります。そのうち要担保借入
れ金額として二十億というものを予想
いたしましたわけでありまして。それから富
士製鉄は、五十億の総資金額に對しま
して、そのうち要担保借入れ金額三十
億というものを予想いたしました次第で
あります。

○今泉委員 その後の設備資金の計画
が変更されているようにも聞いており

ますので、その点について一応お伺い
しておきたい。

○重澤政府委員 その後合理化三箇年
計画というものが立案されました。昭
和二十六年——今年度を第一年度の出
発点といたしまして、二十七年、二十
八年、三箇年計画をそれ／＼立てたわ
けであります。八幡、富士両社とも
それ／＼二百五十億という要資金総額
を組みまして、そのうち八幡につきま
しては百八十億、富士につきましては
百九十億というものを要担保借入れ金
額と予想いたしておるわけでありま
す。

○今泉委員 今回の要請であります
この一箇年の延長によりまして、現
在までの進捗状況によるパーセンテ
ジ等を勘案いたしますと、この一箇
年によつて財団の組成をはたして完了
する見込みがあるかどうか、むしろ完
了する見込みが十分でなかつた場合に
は、二箇年程度の延長を行つた方が妥
当ではないか、かように考えるのであ
ります。政府の考え方を伺ひし
たいと思ひます。

○重澤政府委員 当初、さらに一年の
延長をしていただきますならば、手
続も相当なれて参りましたので、でき
るだらう、またいたずらに長期の余裕
を與えることは、かえつて財団組成の
手続の進捗の上に弛緩を與へまして、
できるものをいたずらに延長するにす
ぎないというふうな見地から、一年と
いう期間の延長を法案に組んだのであ
ります。何分にもこういふような要
さわまりない状況でありまして、い
ろいろな不測の問題が出て参りまして、
さらに延長を要するといふような場合
があるいは起るかもしれませぬので、

御説のように二年の延長ということに
相なりますれば、財団の組成をいたし
ますについては期間の安全性と申しま
す。確率が一層加わるというふうな
存する次第であります。

○今泉委員 今回二箇年程度の延長を
行つたといふ場合には、一般担
保制度の適用期間の延長によつて、債
権者に不測の損害を及ぼすようなおそ
れがあるかどうか、その点についてお
伺ひしたいと思ひます。

○重澤政府委員 これは一年延期いた
しまして、二年延期いたしましたよ
うが、形式上は——前の法律によりま
す。二年という期限がついておるま
すので、二年以後の担保権者は二年で全
部の担保権者の担保権が消滅するとい
うふうな考へておられます。心理的
にはあるいは損害を受けるという感じ
が出るかもしれません。八幡、富士
とも債務の弁済につきましては十分な
担保力を指つとともに、実際の弁済能
力を指つておりますし、また従来とも
担保の弁済について一回も延滞を來し
たといふことがありませんので、實際
上の問題としましては何ら実害を與へ
ることではないといふふうに考へており
ます。

○今泉委員 担保制度の適用期間の延
長によつて、債権者に不測の損害を及
ぼすおそれがないというお話でありま
すが、そういう状態でありましたらば、
来年になつて、状況のいかによつて
はまたさらに延長をいたしますより
も、むしろ二箇年で大体十分に完了す
る見込みであるといふことであれば、
二箇年の延長を行つ方が妥當ではない
かと私は考へますが、いかがでありま
すか。

○高橋國務大臣 ただいまの二箇年延
長という御意見につきましては、私も
賛成であります。

○山手委員 本会議が始まりましたの
で、私簡單に一、二お伺ひしておき
たいと思ひます。

債権者に不測の事態が起らなければ
もちろん問題はないのであります。日
鉄がまあいふふうになりまして、そ
の基本的な資産関係を明示する登記の
面が、かようになつたおそれがある
ようになつたので参つたり、あるいは
さらにそういうことが継続されて行
くといふことは、單に担保の問題ばかり
ではなしに、いろいろ問題でいかに
も従来の官營式のやり方の継続である
ように思へて、私はふしぎでかなわぬ
と思つております。今資金計画のお
話がありましたが、それについて思
ひ出すのは、最近オーストラリアの方
の輸入制限の問題でも、鉄鋼の輸出が相
当影響を受けるであろうと私は思いま
す。国内において相当な遊休施設があ
るにもかかわらず、片一方では千葉の
川鉄の増設が非常に進んでおるのであ
ります。この点ゴム工業の操短三割を
勧告されるという事態も起きておりま
すし、紡績の操短の問題もあるし、鉄
鋼に關してもやはり操短という問題
が近く具体的に問題になつて来るの
ではないか、このようないふことがあ
ります。この点について大臣から
所信をお伺ひしておきたいと思ひま
す。

○高橋國務大臣 局長よりお答えいた
させます。

○重澤政府委員 鉄鋼の需給の問題か
ら、操短の問題が出るのではないかと
いうお尋ね、ごもつともなことを存す
るのであります。私どもは鉄鋼の需
給は現在のアメリカを中核といたしま
した世界の軍拡ベースといふものが変
更のない限り、底流をいたしましては
相当強いものがあるといふふうに考へ
ておるわけでありまして。と申します
のは、日本の鉄鋼が昨年の秋ごろから西
欧諸国の方に輸出になりました。特に
イギリスとか、ベルギーとか、西独と
か、スエーデンとか、国内価格が日本
より相当下値のところに輸出が始まつ
たのは、やはり西欧諸国における軍拡
ベースといふものが、鉄鋼の需要を現
実に示して来たといふふうに考へるわ
けであります。ただ御指摘のように薩
州の輸入制限の問題とか、あるいはポ
ンド圏に對する一時の措置をいたしま
して、鉄鋼の輸出のわくをつくるとい
うような事態は、鉄鋼の需給のほかに
起る為替その他貿易上の措置から参り
ます問題で、むしろ鉄鋼の需給とは逆
な方向に行つておるといふふうに私
どもは考へるわけでありまして、いづれ
もいつた貿易上の問題、為替上の問
題は根本的に解決される時期が参りま
して、鉄鋼の需給も本来の底流たる強
固なものにまた続くのだといふふうに
存する次第であります。川鉄の問題に
つきまして御指摘がございましたが、
そういう意味において数量のことは
さることながら、新しい合理化され
た、近代化された設備をつくつて古い
設備に置きかえて行くという意味にお
きまして、現在の鉄鋼需給ベースの中
においてやはり承認さるべきことであ
るといふふうな考へ方をいたしてお
るわけでありまして。もちろん経済、特
に価格においては御承知のように一高一
低、軟調を示し、また相当強い調子を

示し、起伏はございますが、目前の起伏は別にいたしまして、少し長い目で見ますときには、鉄鋼の需給についてはたゞいま御指摘になりましたような、ほかのゴム等の問題とは少し趣を異にしておるといふような考え方をしておるわけでありませう。

○山手委員 私は鉄鋼が時局に關係を持つておつて、非常にいろ／＼な要素を持つておることはよくわかるのでありますが、どうも最近の日本の経済界の実態をながめてみると、私は必ずしも今局長が簡単に言い切られたようなことで業界全般を反映し、かつ国内のいろ／＼な需給の面と調和して行くことと安心していいかどうか、私は非常に疑問を持っております。この問題は、総合的な経済の計画化の問題とからんで私は繰返すという問題が各業界に瀰漫をし、一般化して来るという現状でありますから、これは別の機会にやらなければならぬと思つておるのでありますが、そういったしますと、日鉄の方でもさらに資金要決をして今の設備をかえて行くという方向に大体希望をして来るであらうと思つております。そういう場合に通産省の方はどういう措置をとつておいでになりますか、その点お尋ねしておきます。

○臺灣政府委員 日本の鉄鋼が、大砲の音と申しますか、要するに戦争というものと結びついて特に發展をして来たことは御承知の通りで、現在も世界の軍拡ベースの基調の上にその強さを示しておることは、従来の歴史的な経過にかんがみても私は最も首肯されることであるといふふうに存するのであります。ただこの世界から大砲がなくなつたときに、日本の製鉄業がどう

なるかということがやはり業界としても非常に注目をしておるところでありまして、特に従来日本製鉄株式会社といたしまして、最近これは八幡と富士にわかれまして、自社の製鉄業をどう持つて行くかといふことの関心は、一にかかつて平和になりましたときに、日本の鉄鋼が車両なり造船なり機械などの基礎産業に対していかに低廉にして優秀な品質の素材たる鉄を供給することができるといふ点に集中いたしておるわけでありませう。そのためにはいかにいたしても、戦時中以來設備の改善補修をいたしておりませう現状に改新を加へまして、合理化三箇年計画といふものを特にまた業者が目ざしまして、この合理化によつて、平和になつたときにおいても鉄鋼業の持つておる使命の達成に邁進したいという意図で、相当多額の資金をここに投入するといふ情勢にあると私は考えております。

○中村委員長 他に御質疑はございませんか——他に御質疑がなければ本日はこの程度にいたし、次会は明後十三日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十分散会